

# せたな町住宅リフォーム等助成金交付要綱

令和3年3月26日  
せたな町訓令第31号

## (目的)

第1条 この要綱は、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る住宅リフォームに要する経費の一部を助成することにより、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備並びに町内住宅関連産業の振興及び雇用を促進し、コロナ禍のなか景気対策事業として地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有する専用住宅及び併用住宅（住宅部分と非住宅部分が混在している場合は、当該住宅部分とする。）

(2) 住宅リフォーム 次に掲げる工事をいう。

ア 増築工事 既存の住宅に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅以外の部分を住宅部分に変更させることにより、住宅部分の床面積を増加させる工事

イ 改築工事 既存の住宅部分の一部を取り壊し、又は、当該住宅部分が存した場所に住宅部分を改めて建築する工事

ウ 修繕工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事で、概ね次に掲げる工事

(ア) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事

(イ) 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事

(ウ) 塗装工事

(エ) 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事

(オ) 給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事

(カ) 外壁、屋根等の防火性能を高める工事

(キ) 間取りの変更等模様替えを行う工事

(ク) 開口部等を設ける工事

(ケ) 台所、浴室又は便所を改良する工事

(コ) 建具の取替等の工事

(サ) 壁紙の貼り替え工事

(シ) 断熱、気密改修工事又は遮音工事

(ス) その他町長が必要と認める工事

エ 外構工事 既存の住宅の敷地内において住宅の外側の工事で、概ね次ぎに掲げる工事

(ア) アスファルト舗装等の新設又は補修工事

(イ) 汚水及び雨水処理施設の新設又は補修工事

(ウ) 塀・フェンスの新設及び補修工事

(エ) 門扉・門柱の新設及び補修工事

(オ) 車庫・物置の新設及び補修工事

(カ) ウッドデッキの新設及び補修工事

(キ) その他町長が必要と認める工事

(3) 町内建設業者 せたな町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者をいう。

(助成の内容)

第3条 町長は、住宅リフォームに要する費用の一部を助成するため、事業費に基づき助成金を交付する。

2 前項の規定による助成金の交付は、同一住宅及び同一人につき、1回限りとする。

(助成対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、せたな町の区域内に建設されている個人住宅とする。

(助成金の交付対象となる工事等)

第5条 助成の対象となる工事は、次の各号の全てを満たす工事とする。

(1) 助成金交付決定前に工事に着手していないこと。

(2) 町内建設業者が住宅リフォーム工事を行うこと。

(3) 住宅リフォームに要する費用が30万円以上であること。ただし、次に掲げる費用を除く。

ア 住宅と当該住宅以外の部分を併せたリフォームの場合は、当該住宅以外の部分の工事に要した費用の額

イ 国等から助成金、交付金等の交付を受けて改修工事をする場合は、その改修工事に要した費用

ウ 工事を伴わない物品の購入のみの費用

エ 消費税及び地方消費税（事業費の110分の10相当する額）

(4) 当該年度末までに住宅リフォーム助成金工事完了届を提出できること。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、住宅リフォームに要した費用の20パーセント（当該金額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とし、30万円を上限とする。

(助成対象者)

第7条 助成の対象となる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票に登録されていること。
- (2) 住宅リフォームを行う住宅の所有者(共同で所有している場合は、いずれかの1人に限る。)であり、かつ、その住宅に現に居住していること、又は、居住することが確実なこと。
- (3) 住宅リフォームを行う住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、住宅リフォームに着手する前にせたな町住宅リフォーム助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の所有者が明らかになる書類の写し(登記事項証明書又は登記識別情報(登記済証)。単独所有の場合は固定資産税通知書又は固定資産課税台帳等でも可)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 住宅リフォームの内容及び工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類(住宅リフォームと他の工事を分離したもの)
- (4) 着工前の状況を撮影した写真
- (5) 住宅リフォーム助成の対象となる住宅の平面図等
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の交付決定通知)

第9条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査・確認し、助成の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項により助成金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、せたな町住宅リフォーム助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けたもの(以下「申請者」という。)は、助成金の交付の決定を受けた住宅リフォーム事業(以下「助成事業」という。)を変更又は中止若しくは廃止(以下「変更等」という。)しようとするときは、理由を付して町長の承認を受けなければならない。

- 2 申請者は、助成事業の変更をしようとするときは、せたな町住宅リフォーム助成金

交付事業変更承認申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 3 申請者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、せたな町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（助成事業の変更等承認）

第11条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項による助成事業の変更を承認、又は不承認とするときは、当該申請を行った者に対し、せたな町住宅リフォーム助成金交付事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 3 町長は、第1項による助成事業の中止・廃止を承認するときは、当該申請を行った者に対し、せたな町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（完了の届出）

第12条 申請者は、助成事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を添付し、せたな町住宅リフォーム助成金交付事業完了届（様式第8号）により届け出なければならない。

- （1） 写真（助成事業の施工前及び施工後のそれぞれの状況を撮影したもの）
- （2） 住宅リフォームに係る代金の領収書等の写し
- （3） その他町長が必要と認めるもの

（完了検査）

第13条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、速やかに当該助成事業について職員に実地検査をさせ、当該届出に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを審査し、せたな町リフォーム助成金交付事業完了検査調書（様式第9号）に記録するものとする。ただし、町長が実地検査の必要がないと認めるときは、実地検査を省略することができる。

（助成金の額の確定及び交付）

第14条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、助成金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、申請者に対し、せたな町住宅リフォーム助成金確定通知書（様式第10号）により通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金の取消等）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 助成金の交付の決定の内容に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は助成金の交付の決定を取り消したときは、せたな町住宅リフォーム助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 町長は、助成金の返還を命ずるときは、せたな町住宅リフォーム助成金返還命令通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に助成金を返還しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに助成金の額の確定通知を受けた者については、この限りでない。

（経過措置）

3 第15条及び第16条の規定については、この要綱が失効後も、なおその効力を有する。